

中村学園三陽中学校・高等学校いじめ防止基本方針

中村学園三陽中学校・高等学校

1 基本理念・目的

いじめは、その生徒の将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、生徒の健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

そのためには、学校としてあらゆる教育活動において、生命や人権を大切にすることを貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「問題行動がなく、安全で安心な学校」をキーワードに、「生徒の自尊心をたかめること」ことを教育目標の一つとしており、その目標達成（実現）に向け、人権教育・道徳教育に重点をおいて取り組んでいる。いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもとに、ここに「中村学園三陽中学校・高等学校いじめ防止基本方針」（のち「学校いじめ防止基本方針」と称する）を定める。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、本校在籍生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的に影響を受ける行為を受けたことにより、同生徒が身体的・精神的な苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（インターネットを通じて行われるものを含む。）

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等を用い、インターネット上で誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止のための組織

(1) 名称

「いじめ対策委員会」

(2) 構成員

校長、教頭、生活指導部長、各学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー

(3) 役割

- ① 学校いじめ防止基本方針の策定
- ② 年間計画の企画と実施
- ③ 教職員の資質向上のための校内研修
- ④ 年間計画進捗のチェック
- ⑤ いじめの未然防止
- ⑥ いじめの対応
- ⑦ 各取組の有効性の検証
- ⑧ 学校いじめ防止基本方針の見直し

4 取り組み状況の把握と検証

いじめ対策委員会は、取り組みが計画通りに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて基本方針や計画の見直しを行う。

5 いじめの防止等に係る具体的な対応

いじめ対策委員会は、次の各項について生活指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめ防止等に係る教育相談体制及び生活指導體制の構築
- (2) いじめ防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめ防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る生徒及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめ防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめが発生した場合の対応プログラムの想定
- (8) 重大な事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

いじめの中には、児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるような重大事態が含まれる。これら重大事態については、「3」のいじめ対策委員会を中核とする「重大事態対応プロジェクトチーム」を編成し、事態に対処するとともに、事実関係を明確にし、同種の事態の発生の防止に役立てるための調査を行う。

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第28条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合等)
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)

(2) 具体的な対応

発生事案が、いじめ対策委員会において重大事態と判断される場合、校長は、福岡県私学振興課を通じ、福岡県(福岡県知事)に報告する義務を負うとともに、全教職員の共通認識の下、いじめられた児童生徒を守ることを最優先としながら、適切な対応や調査を迅速に行う。

ア 問題解決への対応

- (ア) 情報の収集と事実の整理・記録(情報集約及び記録担当者の特定)
- (イ) 重大事態対応プロジェクトチーム編成
- (ウ) 関係保護者、福岡県(私学振興課)及び警察等関係機関との連携
- (エ) 後援会役員及び同窓会等との連携
- (オ) 関係児童生徒への指導
- (カ) 関係保護者への対応
- (キ) 全校生徒への指導

イ 説明責任の実行

- (ア) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報の提供
- (イ) 全校保護者への対応
- (ウ) マスコミへの対応

ウ 再発防止への取組み

- (ア) 福岡県(私学振興課)との連携のもとでの再発防止策の策定
- (イ) 問題の背景・課題の整理、教訓化
- (ウ) 取組の見直し、改善策の検討・策定
- (エ) 改善策の実施

7 取組みの検証と実施計画等の見直しについて

- (1) いじめ対策委員会において、各学期末にいじめの防止等に係る振り返りを行い、その結果に基づき、実施計画の修正を行う。
- (2) いじめ対策委員会において、各種アンケート、いじめの認知件数及びいじめの解決件数、並びに不登校生徒数などいじめ防止等に係る具体的な数値を基に、年度間の取組みを検証し、次年度の年間計画を策定する。